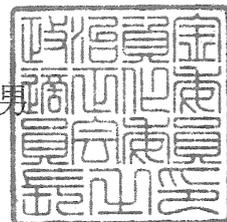


政 適 委 第 2 3 号
平成 3 1 年 2 月 5 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄 男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、平成30年度第4回及び第5回政治資金適正化委員会において、平成29年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対象（46人、52件）を決定し、該当する方々に対して文書による個別の指導・助言を行いました（資料1参照）。

この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行っているものであり、今回指導・助言の対象とした代表的な事例等について、登録政治資金監査人の皆様にも、資料2のとおりお知らせします。

平成30年分の収支報告書に係る政治資金監査に当たっては、同様の誤りが生じないように、資料2をよくご確認ください。また、資料3「適確な政治資金監査を行っていただくために」を参考にされ、引き続き適確な実施に努めていただきますようお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

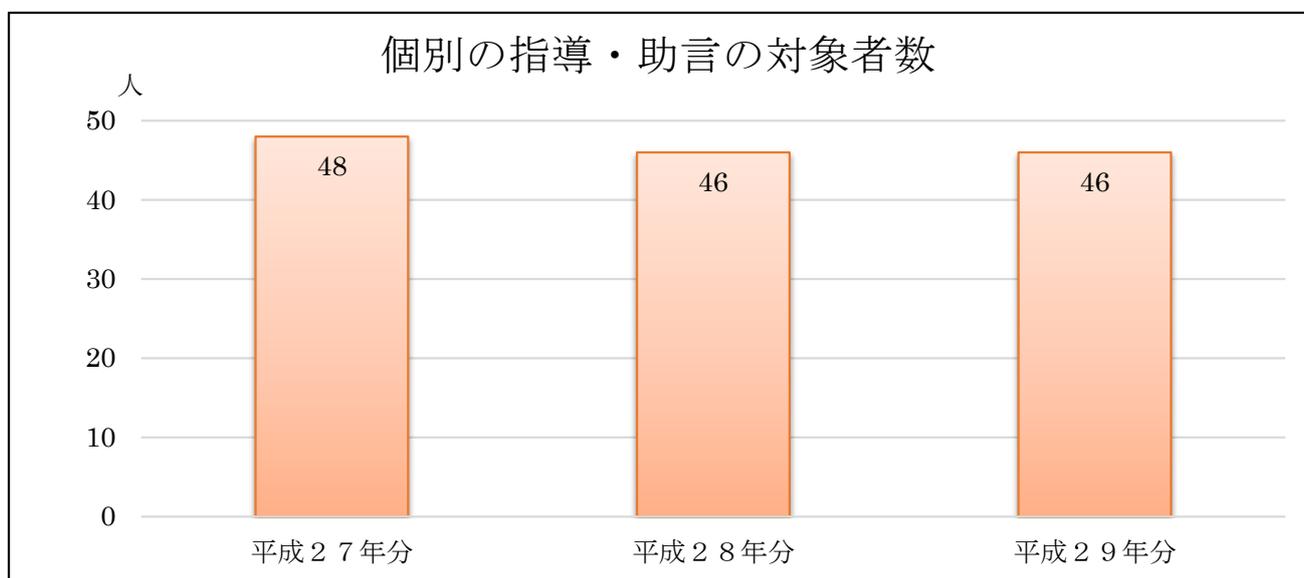
平成29年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査における個別の指導・助言の概要

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施しています。

1. 平成29年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査における個別の指導・助言の対象者数等

- 個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の数：46人
- 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数：52件

【参考】直近の3年間における対象者数の推移

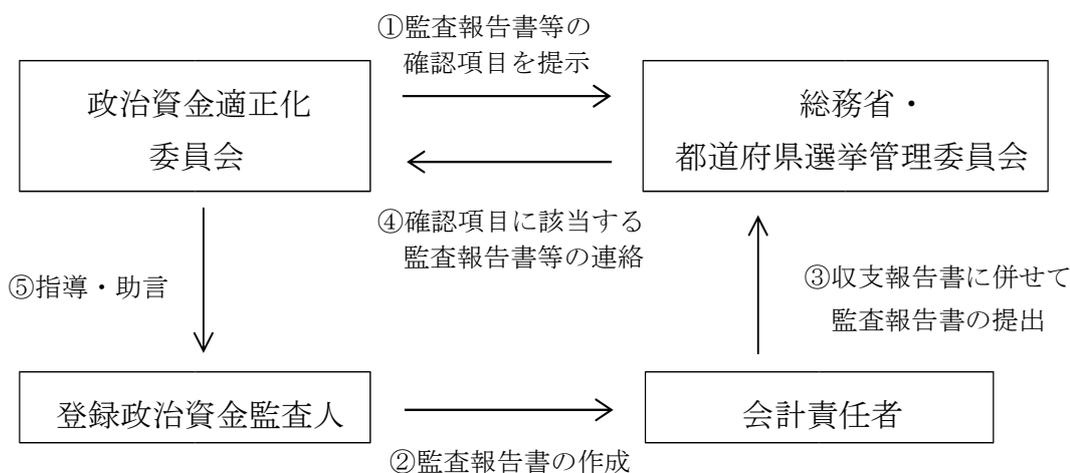


注 上グラフは、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。

2. 個別の指導・助言の取組について

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管等に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



(1) 取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

(2) 個別の指導・助言の手法等

- 報告事例1件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。
- 対象となった登録政治資金監査人に対して文書により注意喚起を行うとともに、平成31年1月及び3月に実施する追加の実務向上研修への参加を呼びかけ。

政治資金監査において実際に見られた誤りの事例

1. 個別の指導・助言の対象となった誤りの事例の代表的なもの

- ・(都道府県選管の最初の受付時に) 収支報告書上に金額の不整合があった。
- ・(都道府県選管の最初の受付時に) 収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった。
- ・(都道府県選管の最初の受付時に) 収支報告書上の支出に重複計上があったため、後に重複分を削除した。
- ・(都道府県選管の最初の受付時に) 対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に収支報告書から当該支出を削除した。
- ・同一の登録政治資金監査人について、2か年分連続で同一又は異なる事例の報告があった。
- ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

2. 上記1のほか、各選管から報告のあったもの

- ・収支報告書上で 氏名、住所の記載不備(記載誤り)があった。
- ・収支報告書と領収書等の写しとで、月日の不整合があった。
- ・収支報告書と領収書等を徴し難かった支出の明細書とで、支出の目的に不整合があった。
- ・政治資金監査報告書の「1 監査の概要」(1)で、監査対象期間が「平成28年」等となっていた(本来は「平成29年」であるべき)。
- ・政治資金監査報告書の 本文中で政治団体名の記載不備があった(異なる政治団体の名称が記載されていた)。
- ・政治資金監査報告書上で 矛盾した記載があった。

★これらは、「政治資金監査チェックリスト」や「政治資金監査報告書チェックリスト」を活用いただくことにより、防ぐことができると考えられます。

※以下に示すイメージは、本資料用に事務局が作成したものです。

収支報告書上に金額の不整合があったもの

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分				1. 組織活動費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
航空券購入	19,000	平成29年2月25日	〇〇旅行代理店	東京都〇〇区1-1-1		
航空券購入	20,000	平成29年3月26日	〇〇旅行代理店	東京都〇〇区1-1-1		
航空券購入	216,000	平成29年4月27日	〇〇旅行代理店	東京都〇〇区1-1-1		
航空券購入	54,000	平成29年8月29日	〇〇旅行代理店	東京都〇〇区1-1-1		
航空券購入	52,000	平成29年9月1日	〇〇旅行代理店	東京都〇〇区1-1-1		
航空券購入	54,000	平成29年9月30日	〇〇旅行代理店	東京都〇〇区1-1-1		
航空券購入	19,000	平成29年10月30日	〇〇旅行代理店	東京都〇〇区1-1-1		
この頁の小計	415,000					
その他の支出	84,000					
合計	499,000					

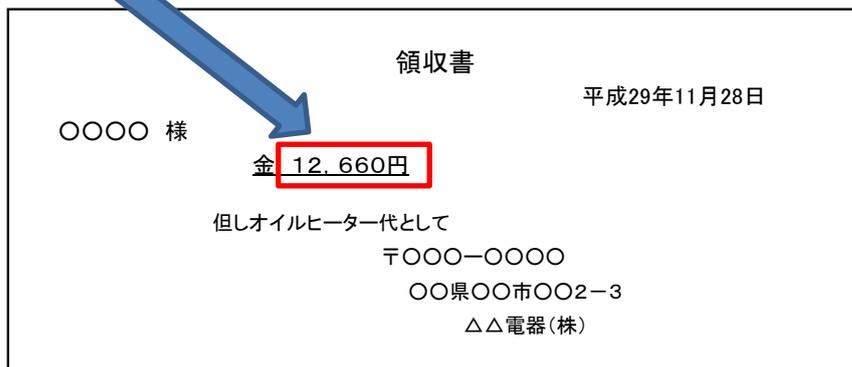
← 計算誤り (検算をしていない)
(正しくは、「434,000」)

収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったもの

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
机代	64,800	平成29年10月16日	※※家具 (株)	東京都××区△△2-1	
椅子代	32,400	平成29年10月16日	〇〇事務機 (株)	東京都××区△△2-2	
トナー代	10,800	平成29年11月20日	〇〇事務機 (株)	東京都××区△△2-2	
トナー代	10,800	平成29年11月21日	〇〇事務機 (株)	東京都××区△△2-2	
暖房器具代	12,600	平成29年11月28日	△△電器 (株)	〇〇県〇〇市〇〇2-3	
トナー代	10,800	平成29年12月23日	〇〇事務機 (株)	東京都××区△△2-2	
この頁の小計	142,200				
その他の支出	7,200				
合計	149,400				

領収書の金額の転記誤り
「12,600円」(誤)
「12,660円」(正)
の違いを見落とし



支出の重複計上があったもの（後に重複分を削除）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
雑誌代	15,000	平成29年10月16日	株式会社□□	東京都××区△△3-1	
雑誌代	12,000	平成29年10月16日	〇〇出版(株)	東京都××区△△3-2	
雑誌代	15,000	平成29年11月20日	株式会社□□	東京都××区△△3-1	
雑誌代	15,000	平成29年11月21日	株式会社□□	東京都××区△△3-1	
雑誌代	12,000	平成29年11月28日	〇〇出版(株)	東京都××区△△3-2	
雑誌代	12,000	平成29年11月28日	〇〇出版(株)	東京都××区△△3-2	
雑誌代	12,000	平成29年12月23日	〇〇出版(株)	東京都××区△△3-2	
雑誌代	15,000	平成29年12月23日	株式会社□□	東京都××区△△3-1	
この頁の小計	108,000				
その他の支出	0				
合計	108,000				

領 収 書

NO. 111111
平成29年11月28日

〇田△男君を応援する会 様

商品名	数量	単価
雑誌	10	¥ 1,200
合計		¥ 12,000

上記正に領収いたしました

〇〇出版(株)
東京都××区△△3-2

同一の支出を重複して計上している。

対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたもの（後に当該支出を削除）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
名刺代	150,000	平成29年2月24日	〇〇印刷所(株)	東京都△△市4-1	
封筒印刷代	200,000	平成29年3月21日	〇〇印刷所(株)	東京都△△市4-1	
名刺代	12,000	平成29年5月4日	〇〇印刷所(株)	東京都△△市4-1	
名刺代	64,800	平成29年5月4日	〇〇印刷所(株)	東京都△△市4-1	
封筒印刷代	120,000	平成29年6月24日	〇〇印刷所(株)	東京都△△市4-1	
名刺代	13,000	平成29年			
コピー用紙代	50,000	平成29年1			
封筒印刷代	180,000	平成29年			
この頁の小計	789,800				
その他の支出	0				
合計	789,800				

領 収 書

2018年5月4日
(平成30年)

〇〇〇〇 様

金 64,800円

但し 名刺代として

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都△△市4-1
〇〇印刷所(株)

政治資金監査対象年以外の領収書が混在している。

収支報告書と領収書等を徴し難かった支出の明細書とで支出の目的の不整合があったもの

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4. 事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
水道代	14,800	平成29年8月16日	□□市水道局	東京都□□市5-1	
インターネット開設費用	32,400	平成29年8月16日	〇〇通信	東京都△△区5-2	
電話料金	15,800	平成29年9月20日	××電話(株)	東京都□□市5-3	
電話料金	20,000	平成29年10月21日	××電話(株)	東京都□□市5-3	
電話料金	12,600	平成29年11月28日	××電話(株)	東京都□□市5-3	
電話料金	15,800	平成29年12月23日	××電話(株)	東京都□□市5-3	
この頁の小計	111,400				
その他の支出	0				
合計	111,400				

支出の「目的」の不整合

領収書等を徴し難かった支出の明細書					
支出の項目	目的	金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情	
事務所費	電話料金	32,400	平成29年8月16日	口座振替のため	
〃	電話料金	15,800	平成29年9月20日	口座振替のため	
〃	電話料金	20,000	平成29年10月21日	口座振替のため	
〃	電話料金	12,600	平成29年11月28日	口座振替のため	
〃	電話料金	15,800	平成29年12月23日	口座振替のため	

政治団体の名称 〇田△男君を応援する会
会計責任者の氏名 自治花子 ㊞

政治資金監査報告書上に記載誤りがあったもの

(本文中の政治団体名、監査対象期間及び根拠条文の記載誤り)

政治資金監査報告書	
○田△男君を励ます会 代表 ○田△男 殿	平成30年5月10日
	外部政治資金監査人 監査 一郎 (監査) 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成26年7月X日
本文中の政治団体名が誤っている。	本文中の監査対象期間が誤っている。 (正しくは平成29年)
1 監査の概要	根拠条文が誤っている。 (定期分の場合は第12条)
(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、 総務太郎後援会の平成28年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支 出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、 支出に関する政治資金監査を行った。	
(2) 略	
(3) 略	
(4) 略	
2 監査の結果	
(1) 略	
(2) 略	
(3) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、法第17条第1項に規定 する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細 書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されて いた。	
(4) 略	
3 業務制限	
総務太郎後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はな い。	

政治資金監査報告書上で矛盾した記載があったもの

政治資金監査報告書

(中略)

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(後略)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
その他の経費	ETCカード代金支払	50,000	平成29年5月10日	口座振替のため

政治団体の名称

総務太郎後援会

会計責任者の氏名

自治 一郎 印

領収書等を徴し難かった支出の明細書に係る支出があるのに、「2 監査の結果」の(1)、(3)及び(4)の記載は、領収書等を徴し難かった支出の明細書がなかった旨の内容となっている。

適確な政治資金監査を行っていただくために

- 「政治資金監査チェックリスト」、「政治資金監査報告書チェックリスト」を活用する。
 - ※ これらのチェックリストは、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）95ページ及び103ページに掲載されています。また、当委員会のホームページからダウンロードいただくこともできます。
- 不明な点等があれば、「政治資金監査マニュアル」を確認する。
 - ※ 当委員会のホームページに掲載している「政治資金監査に関するQ&A」も適宜ご確認ください。
- 円滑な政治資金監査を行うために、**余裕のある監査日程を確保**する。
 - ※ 政治資金監査マニュアルでは、「必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること」としています。
- 政治団体に対し、「**会計帳簿・収支報告書作成ソフト**」の使用を推奨することなどにより、計算誤りや転記誤りなどによる収支報告書の誤りを防止する。
 - ※ このソフトは、総務省が開設している「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のページからダウンロードいただくことができます。
- 政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果に応じ、政治資金監査マニュアルに示した**4つの記載例に従って記載**する。
 - ※ 政治資金監査報告書は、定型的・簡潔な分かりやすい内容であるべきとの考え方の下、当委員会が定める政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査の結果によって、4つの記載例を示しています。
- **過去に作成した政治資金監査報告書のファイルを安易に用いない。**
(年の更新漏れや政治団体名などの記載誤りを防ぐ)

疑問点は、政治資金適正化委員会事務局（連絡先：03-5253-5598）に

お問い合わせください